

1 章 技術的審査の手順

1. 所管行政庁に認定申請する前に評価機関が技術的審査する場合

1) 審査の流れ

①業務の流れ [別添フロー 1 (1) (p.8 参照)]

依頼者は、所管行政庁に認定申請する前に、認定に先立って行われる技術的審査を登録住宅性能評価機関（以下「機関」という。）に長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査業務規程（以下「規程」という。）別記様式 1 号の長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査依頼書（以下「依頼書」という。）と添付図書を添えて依頼を行います。

機関は依頼があった場合、受理・引受をして技術的審査を行います。

審査が終了し、内容の適合が確認できたのち機関は規程別記様式 2 号の長期優良住宅建築等計画に係る適合証（以下「適合証」という。）を依頼者に交付します。

②依頼図書の流れ

【一般の場合】 [別添フロー 2 (1-1) (p.10 参照)]

依頼者は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成 20 年国土交通省令第 3 号。以下「規則」という。）第 2 条第 1 項で定められた認定申請書（第一号様式）及び添付図書を正副 2 部※、協会で定めた依頼書を正副 2 部機関に提出します。

機関は技術的審査が終了したときは、依頼者に対して適合証を、依頼書の副本 1 部、認定申請書及び添付図書の副本 1 部※を添えて交付します。このとき、機関は、添付図書に技術的審査が終了した旨が確認できるように、押印をします。

その後、依頼者は、認定申請書の正本及び副本に、添付図書を 2 部と機関から交付を受けた適合証とその写しを添付して、所管行政庁に認定の申請を行うこととなります。ただし、適合証に記載された認定基準の区分以外については別途図書が必要になる場合があるほか、適合証を添付することにより、一部の図書の添付が不要となる場合があります。

なお、既に設計住宅性能評価書が交付されている住宅で、設計住宅性能評価書又はその写しの添付がある場合は、評価方法基準に定められた基準への適合については技術的審査を省略することができます。その場合、設計住宅性能評価の際に添付された図書と重複し、かつ、評価方法基準に定められた基準以外の認定基準の審査に要しない図書の添付についても省略できる場合があります。しかし、依頼者が所管行政庁に認定申請する際は、当該図書が必要になるので、その旨を依頼者にお知らせしてください。

※ 依頼者は、認定申請書及び添付図書については、機関に 3 部提出することもできます。この場合は、機関は依頼者に対して副本等を 2 部添えて適合証を交付します。

【設計住宅性能評価と同時に依頼する場合】 [別添フロー 2 (1-2) (p.11 参照)]

依頼者は、規則第 2 条第 1 項で定められた認定申請書（第一号様式）、協会で定めた依頼書、設計住宅性能評価申請書及び設計住宅性能評価添付図書並びに評価方法基準に定められた基準以外の認定基準による事項に関する図書等を正副各 2 部機関に提出します。

機関は技術的審査が終了したときは、依頼者に対して適合証と設計住宅性能評価書を、認定申請書、依頼書、設計住宅性能評価申請書及び設計住宅性能評価添付図書並びに評価方法基準に定める基準以外の認定基準による事項に関する図書等の副本各 1 部を添えて交付します。このとき、機関は、設計

住宅性能評価添付図書及び評価方法基準に定める基準以外の認定基準による事項に関する図書等に技術的審査が終了した旨が確認できるように、押印します。

その後、依頼者は、認定申請書に、機関から交付を受けた適合証及びその写しと設計住宅性能評価申請書、設計住宅性能評価添付図書及び評価方法基準に定める基準以外の認定基準による事項に関する図書等を正副2部添付して認定申請を所管行政庁に行うこととなります。ただし、適合証に記載された認定基準の区分以外については別途図書が必要になる場合があるほか、適合証を添付することにより、一部の図書の添付が不要となる場合があります。

また、設計住宅性能評価添付図書に、規則第2条第1項の表における明示すべき事項が明示されているときは、その図書は認定申請に添付すべき図書であって、当該図書に当該明示すべき事項が明示されているものとすることができます。

2) 依頼手続き

①事前相談

依頼者は、技術的審査の依頼に先立ち、機関に相談することができます。

②依頼の受付

機関は、依頼者から技術的審査の依頼があった場合は、以下の書類が添付されていることを確認します。ただし、設計住宅性能評価と同時に依頼する場合、c.のうち、設計住宅性能評価添付図書と重複しているものは添付図書に代えられるものとします。

- a. 技術的審査依頼書（別記様式1号）
- b. 認定申請書（規則第一号様式）
- c. 添付図書（規則第2条第1項）
- d. その他必要な書類

※ 設計住宅性能評価書が既に交付されている住宅については、設計住宅性能評価書又はその写しの添付があれば、上記c.のうち、設計住宅性能評価添付図書と重複し、かつ、評価方法基準に定められた基準以外の認定基準の審査に要しない図書の添付についても省略することができます。ただし、設計住宅性能評価書の交付された時点の評価方法基準に定める基準が技術的審査の依頼された認定基準に係る評価方法基準に定める基準と同じ場合に限りです。

③業務の引受

当センターでは、円滑な審査をおこなうため、窓口にて次のような仮受付をおこない受理審査を行います。また、窓口だけではなく郵送による仮受付についても対応いたしますが、その場合は、必ず郵送前に電話連絡を行うこと、及び物件の到着確認を双方にて行うことといたします。

【郵送先】〒020-0045 岩手県盛岡市盛岡駅西通1-7-1 アイーナ2階
(財)岩手県建築住宅センター 確認評価室 長期優良住宅審査担当 宛
TEL019-623-4420 FAX019-623-2005

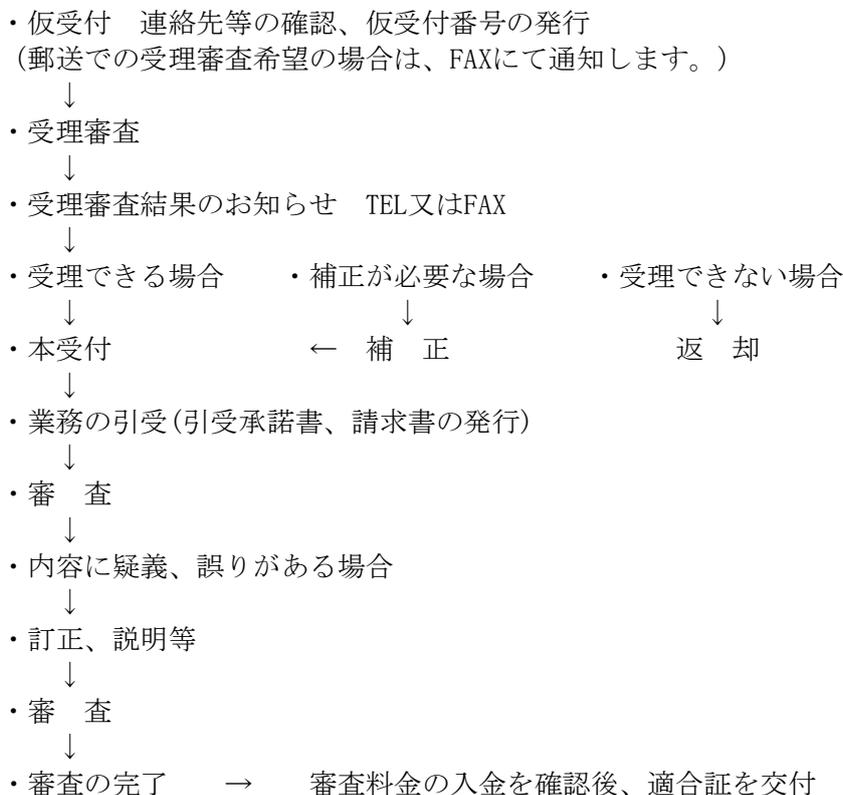
受理時の審査として

- ・ 技術的審査を依頼された住宅の所在地が岩手県内であること。
- ・ 技術的審査用提出図書に形式上不備がないこと。（住宅の建て方の確認等）
- ・ 技術的審査用提出図書に記載すべき事項の記載が不十分でないこと。

- ・ 技術的審査用提出図書に記載された内容に明らかな虚偽がないこと。

以上の4項目について行います。提出部数は、2部以上ですが仮受付の場合、1部でも受付いたします。なお、補正を求める事項がある場合は、補正後の受理となりますので余裕をもった依頼をお願いいたします。また、確認審査等に関する指針による建築基準関係規定の確認審査（建築基準法施行規則による図書の種類及び明示すべき事項についての審査等）は含まれませんのでご注意ください。

1. 技術的審査業務の流れ（概要）



2. 当センターで適合していることを確認する認定基準の区分

当センターでの長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査において適合していることを確認する認定基準の区分は、以下の通りです。

- 法第6条第1項1号関係（長期使用構造等の全て）
- 法第6条第1項2号関係（住宅の規模）
- 法第6条第1項4号イ及びロ又は同項第5号イ関係（建築後の住宅の維持保全）
- 法第6条第1項4号ハ又は同項第5号ロ関係（資金計画）

3. 提出書類等

1) 技術的審査に必要な書類

長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査の依頼をする場合に必要となる書類は、以下の通りです。

1. 長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査依頼書（技術的審査業務規程別記様式1号）
2. 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第2条第1項で定める認定申請書（第一号様式）
3. 設計内容説明書
4. 添付図書（審査用設計図書及び各種計算書）
5. その他、審査上、必要となる設計図書等
 - ・ 住宅型式性能認定に係る住宅又は住宅の部分については、住宅型式性能認定書の写し *1
 - ・ 型式住宅部分等製造者認証に係る住宅又は住宅の部分については、型式住宅部分等製造者認証書の写し *1

- ・特別評価方法に係る住宅又は住宅の部分については、特別評価方法認定書の写し*1
- ・登録住宅型式性能認定等機関による評価方法基準に定められた基準以外のものに関する住宅型式性能確認に係る住宅又は住宅の部分については、住宅型式性能確認書の写し*1
- ・登録試験機関による評価方法基準に定められた基準以外のものを含めた認定基準に関しての試験結果に係る住宅又は住宅の部分については、試験結果の証明書の写し*1
- ・所管行政庁が必要と認める設計図書等

6. 申請代理者への委任状（設計事務所等代理者が申請する場合）

（*1：取得している場合で各種認定書等を利用する場合に添付）

上記以外に設計住宅性能評価申請を同時に行う場合、又は設計住宅性能評価書が既に交付されている住宅については、その設計住宅性能評価書又はその写しを添付することにより添付図書が重複かつ、審査に要しない場合は、省略できる場合があります。

■添付設計図書の種類

□意匠関係図

- ・付近見取り図（案内図）
- ・配置図
- ・仕様書（仕上表を含む）
- ・各階平面図
- ・床面積求積図
- ・立面図（2面以上）
- ・断面図又は矩計図
 - ・各種計算書（温熱環境について熱損失係数による場合は、計算書が必要。但し、他の図書に記載した場合を除く。）
 - ・設備図等（維持管理等級について確認できる設備を記載したもの。但し、他の図書に記載した場合を除く。）

□構造関係図

- ・基礎伏図
- ・各階床伏図
- ・小屋伏図
- ・各部詳細図
 - ・各種計算書（階数が2以下の木造の建築物における基準において基礎、横架材についての断面検討の計算書及び床倍率の検討が必要。但し、他の図書に記載した場合を除く。）

2) 提出部数について

・技術的審査依頼書	正1、副1(1)	計2(3)部
・認定申請書	正1、副1(1)	計2(3)部
・設計内容説明書	正1、副1(1)	計2(3)部
・添付設計図書（認定用設計図書及び各種計算書）	正1、副1(1)	計2(3)部
・その他、審査上、必要な設計図書等	正1、副1(1)	計2(3)部
・申請代理者への委任状（設計事務所等代理者が申請する場合）	正1、	計1(1)部

提出書類は、A4ファイルに綴じて提出してくださる様、お願いいたします。

④技術的審査の実施

- ・③の後、技術的審査を行うことが可能となった場合は、速やかに審査を行います。
- ・審査員は②で提出された書類をもって審査を行います。
- ・②で提出された書類の内容に疑義がある場合は必要に応じて依頼者又は代理者に説明を求め、

誤りがある場合は訂正を求めます。

・提出図書の内容に認定基準と不適合を認めた場合又は明らかな虚偽を認めた場合は、依頼者に対して適合証を交付できない旨とその理由を通知します。(別記様式5号)

⑤適合証の交付

・技術的審査が完了し、所管行政庁の定める区分の認定基準に適合していると認める場合、依頼者に対して適合証を交付します。

3) 変更の手続き

①適合証交付前の変更

技術的審査依頼後に計画が変更された場合は、依頼者が書類の修正を行います。

②適合証交付後の変更

適合証の交付後に依頼者が計画を変更する場合は、依頼者から以下の書類の提出を受け、変更に係る技術的審査を行います。ただし、変更の内容が軽微※なものについては、新たに変更に係る技術的審査を依頼する必要はありません。

a. 変更技術的審査依頼書(別記様式3号)

b. 技術的審査に要した図書(2)②c及びdのうち変更に係るもの及び変更の内容を示す図書

c. 直前の技術的審査の結果が記載された適合証又はその写し

※ 軽微な変更とは、住宅の品質又は性能を向上される変更その他の変更後も認定に係る長期優良住宅建築等計画が法6条第1項各号に掲げる基準に適合することが明らかな変更をいう。

4) 取り下げの手続き

・依頼者が技術的審査依頼を取り下げた場合、技術的審査を中止し、提出された技術的審査に係る提出図書を依頼者に返却します。

・また、この場合、依頼者に依頼を取り下げる旨を記載した取り下げ届(別記様式6号)の提出を求めます。

5) 技術的審査料金の支払い方法について

当センターの長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査料金規程により

・一戸建ての住宅の場合は、41,000円(税込)

・一戸建ての住宅で設計住宅性能評価を行う場合、又は設計住宅性能評価書を交付した場合は、20,000円(税込)

・一戸建ての住宅で住宅型式性能認定、型式住宅部分等製造者認証等による場合は、33,000円(税込)となります。なお、支払い方法につきましては、「振込」のみとさせていただきますので所定の振込用紙(引承諾書の交付時にご請求いたします。)にて引受承諾書に記載する業務期日までに指定口座への振込みをお願いいたします。

振込先 岩手銀行県庁支店 普通 No 2013409 (財)岩手県建築住宅センター

審査後、適合証の交付時に依頼者名と審査料金の確認をさせていただきますので、振込金受取書又はその写しをご持参ください。なお、振込手数料につきましては、ご負担くださるようお願いいたします。

6) 業務期日の延長について

受理後に添付図書等の変更がある場合、添付図書等の内容に不備がある場合で指定した期日までに添付図書等の訂正、追加等がなされない場合、当センターは理由を明示の上、業務期日の延長をすることがあります。

7) 提出書類の返却について

依頼者に対し適合証の交付時に副本を1部返却します。また、所管行政庁に認定申請する際には、添付図書（当センターが技術的審査を終了した旨が確認できる様に押印されたもの）の写しが必要となるため正本、副本、副本の計3部を提出することもできます。（この場合は、副本を2部返却します。）

8) 審査の確定について

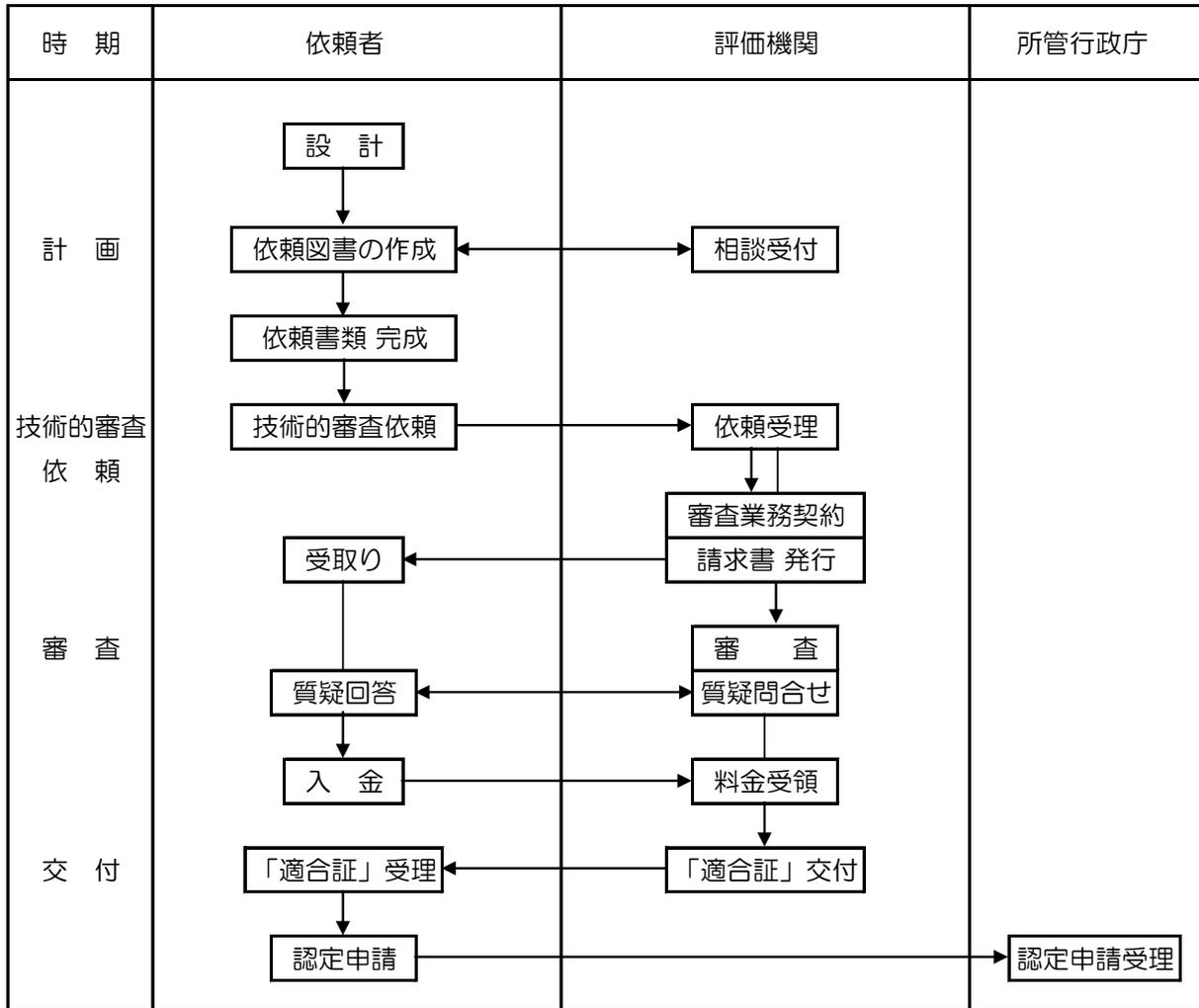
a. 設計内容が基準に適合しているものの、一部明らかな記載ミス等がある場合

依頼者が記載内容の修正を行った場合はその修正箇所を確認し、その結果を適合証として交付します。また、依頼者が修正を行わない場合は、依頼者に対して適合証を交付できない旨とその理由を通知します。（別記様式5号）

b. 設計内容が基準に適合しない場合

依頼者に対して、設計内容の変更が必要である旨を伝えます。依頼者が変更を行った場合は改めて審査を行い、基準に適合すると認めるときは、その結果を適合証として交付します。また、依頼者が変更を行わない場合は、依頼者に対して適合証を交付できない旨とその理由を通知します。（別記様式5号）

業務の流れ（所管行政庁に認定申請する前に評価機関が技術的審査する場合）



< 依頼図書の流れ (一般の流れ) >

